



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 大 阪 瓦 斯 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 本 荘 武 宏
 (コード：9532 東・名証第1部)
 問 合 せ 先 総 務 部 長 橋 本 佳 也
 (TEL. 06-6202-2955)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 197 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の強化を目的とする執行役員制度の定着を踏まえ、取締役の員数の上限を減少させるとともに、さらなる執行と監督の分離を可能とするため、第 17 条および第 19 条について変更するものであります。
- (2) 今後とも社外取締役および社外監査役として有用な人材を継続的に招聘することができるようにするため、第 22 条および第 28 条を新設し、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づく責任限定契約の締結を可能とするものであります。

なお、第 22 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 変更案第 22 条の新設に伴い、現行定款第 22 条から第 26 条までの各条につきまして、順次 1 条ずつ繰り下げ、変更案第 28 条の新設に伴い、現行定款第 27 条から第 29 条までの各条につきまして、順次 2 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第 17 条 取締役の員数は、 <u>27 名</u> 以内とし、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	(員数) 第 17 条 取締役の員数は、 <u>15 名</u> 以内とし、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文内容は現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役等)</p> <p>第 19 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>代表取締役の中から、会長及び社長各 1 名</u>を選定することができる。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、代表取締役以外の業務執行取締役を選定することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(代表取締役等)</p> <p>第 19 条 (条文内容は現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、会長及び社長各 1 名を選定することができる。</p> <p>3 (条文内容は現行どおり)</p> <p><u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 22 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 22 条～第 26 条 (条文内容の記載省略)</p>	<p>第 23 条～第 27 条 (条文内容は現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 28 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第 27 条～第 29 条 (条文内容の記載省略)</p>	<p>第 29 条～第 31 条 (条文内容は現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上